

議案第 4 7 号

岩倉市都市計画税条例の一部改正について

岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗



## 岩倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

岩倉市都市計画税条例（昭和46年岩倉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

3 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第16項中「から第33項まで、第35項、第39項、第43項若しくは第46項」を「、第32項、第34項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。